

・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七・七五」とあるのは「百分の十五・七五」とする。

十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七・七五」とあるのは「百分の十五・七五」とする。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(初任給調整手当)</p> <p>第九条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号から第三号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 三万円</p> <p>四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 百分の三十五</p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 百分の二十八</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 百分の二十一</p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 百分の十・五</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 百分の百十</p> <p>(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この項及び第十八条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の九十)</p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 百分の八十八(特定幹部職員</p> | <p>(初任給調整手当)</p> <p>第九条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号及び第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 一万円</p> <p>四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 百分の三十五</p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 百分の二十四</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 百分の十八</p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 百分の九</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 百分の百十</p> <p>二・五(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この項及び第十八条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の九十二・五)</p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 百分の九十(特定幹部職員に</p> |

にあつては、百分の七十二）

ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 百分の六十六（特定幹部職員にあつては、百分の五十四）

ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 百分の三十三（特定幹部職員にあつては、百分の二十七）

三（略）

イ 在職期間が六箇月の場合 百分の百十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）

ロ 在職期間が五箇月以上六箇月未満の場合 百分の八十八（特定幹部職員にあつては、百分の七十二）

ハ 在職期間が三箇月以上五箇月未満の場合 百分の六十六（特定幹部職員にあつては、百分の五十四）

ニ 在職期間が三箇月未満の場合 百分の三十三（特定幹部職員にあつては、百分の二十七）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十五」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二十八」とあるのは「百分の十六」と、「百分の二十一」とあるのは「百分の十二」と、「百分の十・五」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の五十」と、「百分の七十二」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十四」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七」とあるのは「百分の十五・七五」とする。

4—6 (略)

あつては、百分の七十四）

ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 百分の六十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五・五）

ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 百分の三十三・七五（特定幹部職員にあつては、百分の二十七・七五）

三（略）

イ 在職期間が六箇月の場合 百分の百十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五）

ロ 在職期間が五箇月以上六箇月未満の場合 百分の九十（特定幹部職員にあつては、百分の七十四）

ハ 在職期間が三箇月以上五箇月未満の場合 百分の六十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五・五）

ニ 在職期間が三箇月未満の場合 百分の三十三・七五（特定幹部職員にあつては、百分の二十七・七五）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二十四」とあるのは「百分の十六」と、「百分の十八」とあるのは「百分の十二」と、「百分の九」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十九」とあるのは「百分の五十」と、「百分の七十四」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十四」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の五十五・五」とあるのは「百分の三十三・七五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七」とあるのは「百分の十五・七五」とする。

4—6 (略)

（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第三条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(給与の額等) 第三条 (略) 2 県議会議員には期末手当を、知事等(公営企業の管理者を除く。)には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> | <p>(給与の額等) 第三条 (略) 2 県議会議員には期末手当を、知事等(公営企業の管理者を除く。)には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の九十一」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、「百分の九十一・五」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> |
| <p>3 (略)</p> | <p>3 (略)</p> |

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(給与条例の適用除外等) 第六条 (略) 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。)</p> | <p>(給与条例の適用除外等) 第六条 (略) 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。)</p> |
| <p>期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「</p> | <p>期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「</p> |

| | |
|--|---|
| <p>「二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> | <p>・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、給与条例第十九条の第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> |
|--|---|

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 第六条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--------------------------|
| <p>附則</p> <p>1-3 (略)</p> <p>4 (期末手当の特例) 令和二年度においては、第六条第一項の規定にかかわらず、任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、令和二年四月一日において施行されていた給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 日額による支給の場合 基礎報酬日額に算定期間(期末手当基準日(三月一日、六月一日及び十二月一日をいう。第九条第二項において同じ。))以前三箇月以内(期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間をいう。以下同じ。)におけるその者の勤務日数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p> <p>二 月額による支給の場合 基礎報酬月額に算定期間におけるその者の勤務時間数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p> <p>三 時間額による支給の場合 基礎報酬時間額に算定期間におけるその者の勤務時間数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p> | <p>附則</p> <p>1-3 (略)</p> |

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第七条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定による自己啓発等休業の承認、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の規定による配偶者同行休業の承認、育児休業法第二条の規定による育児休業の承認、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）以下「勤務時間等条例」という。）第十六条の規定による第二号介護休暇（勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。第七条第四項において同じ。）の承認、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条の規定による大学院修学休業の許可若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）、育児短時間勤務をした期間のある月（育児短時間勤務をしていない日のあつた月を除く。）、勤務時間等条例第十六条の規定による介護支援部分休暇（勤務時間等条例第十四条の三第一項に規定する介護支援部分休暇をいう。第七条第四項において同じ。）の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月又は職員の高齢者部分休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第一号）第二条第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月（以下これを「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一一九 (略)
二一五 (略)

(勤続期間の計算)

改正前

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定による自己啓発等休業の承認、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の規定による配偶者同行休業の承認、育児休業法第二条の規定による育児休業の承認、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第十六条の規定による第二号介護休暇（同条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。第七条第四項において同じ。）の承認、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条の規定による大学院修学休業の許可若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）、育児短時間勤務をした期間のある月（育児短時間勤務をしていない日のあつた月を除く。）、又は職員の高齢者部分休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第一号）第二条第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月（以下これを「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一一九 (略)
二一五 (略)

(勤続期間の計算)

| | |
|---|---|
| <p>第七條 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項の規定による在職期間のうち、に休職月等が一年以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。))及び育児短時間勤務をした期間についてはその月数の三分の一に相当する月数とし、介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間についてはその月数の三分の一に相当する月数とし、高年齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間についてはその勤務しなかつた期間の二分の一に相当する月数とし、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六条第一項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業をした期間又は第二号介護休暇を受けた期間についてはその月数(自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数)とする。)を前三項の規定により計算したる在職期間から除算する。</p> <p>5―8 (略)</p> | <p>第七條 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項の規定による在職期間のうち、に休職月等が一年以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。))及び育児短時間勤務をした期間についてはその月数の三分の一に相当する月数とし、高年齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間についてはその勤務しなかつた期間の二分の一に相当する月数とし、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六条第一項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業をした期間又は第二号介護休暇を受けた期間についてはその月数(自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資することその他の人事委員会が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数)とする。)を前三項の規定により計算したる在職期間から除算する。</p> <p>5―8 (略)</p> |
|---|---|

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第八条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年広島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(部分休業の承認)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 勤務時間等条例第十四条の二第一項に規定する介護時間、勤務時間等条例第十四条の三第一項に規定する介護支援部分休暇若しくは勤務時間等条例第十五条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の期間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(部分休業の承認)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 勤務時間等条例第十四条の二第一項に規定する介護時間若しくは勤務時間等条例第十五条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該介護時間及び子育て支援部分休暇の期間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> |

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第九条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(休暇の種類) 第十一条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇とする。</p> <p>(介護時間) 第十四条の二 (略) 2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態(ことに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。))内において、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間(育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員、次条第一項に規定する介護支援部分休暇を承認されている職員、第十五条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員)又は人事委員会規則で定める職員)にあっては、二時間から当該部分休業、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間)を超えない範囲において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護支援部分休暇) 第十四条の三 介護支援部分休暇は、職員(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号) 第二条若しくは第三条、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号) 第三条、育児休業法第六条第一項第一号若しくは第十八条第一項、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第二号) 第九条第一項又は大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号) 第四条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。)が要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護支援部分休暇の期間は、任命権者が定める時間を単位として、第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一(育</p> | <p>(休暇の種類) 第十一条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て支援部分休暇とする。</p> <p>(介護時間) 第十四条の二 (略) 2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態(ことに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。))内において、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間(育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員、次条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員)にあっては、二時間から当該部分休業及び子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間)を超えない範囲において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 (略)</p> |

児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第一号）第二条第一項の規定により高齢者部分休業を承認されている職員、第一号介護休暇を承認されている職員、前条第一項に規定する介護時間を承認されている職員、次条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員にあつては、第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から当該部分休業、高齢者部分休業、第一号介護休暇、介護時間及び子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 | 育児短時間勤務職員については、前項中「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一（育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員）」とあるのは「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から同項に規定する一週間当たりの勤務時間と同条第二項の規定により任命権者が定めた一週間当たりの勤務時間との差に相当する時間を減じた時間（）」と、「次条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は」とあるのは「又は」と、「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から当該部分休業、高齢者部分休業」とあるのは「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間と同条第二項の規定により任命権者が定めた一週間当たりの勤務時間との差に相当する時間を減じた時間から当該高齢者部分休業」と、「介護時間及び子育て支援部分休暇」とあるのは「及び介護時間」と読み替えるものとする。

4 | 再任用短時間勤務職員については、第二項中「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一（）」とあるのは「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から同項に規定する一週間当たりの勤務時間と同条第三項の規定により任命権者が定めた一週間当たりの勤務時間との差に相当する時間を減じた時間（）」と、「職員の高齢者部分休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第一号）第二条第一項の規定により高齢者部分休業を承認されている職員、第一号介護休暇」とあるのは「第一号介護休暇」と、「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から当該部分休業、高齢者部分休業」とあるのは「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から同項に規定する一週間当たりの勤務時間

| | |
|--|---|
| <p>と同条第二項の規定により任命権者が定めた一週間当たりの勤務時間との差に相当する時間を減じた時間から当該部分休業」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第十四条第五項の規定は、介護支援部分休暇について準用する。</p> <p>(子育て支援部分休暇) 第十五条 (略)</p> <p>2 子育て支援部分休暇の期間は、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間(育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員、第十四条の二第一項に規定する介護時間を承認されている職員、前条第一項に規定する介護支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員にあっては、二時間から当該部分休業、介護時間及び介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間)を超えない範囲において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別休暇等の承認) 第十六条 特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く)、介護休暇、介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> | <p>(子育て支援部分休暇) 第十五条 (略)</p> <p>2 子育て支援部分休暇の期間は、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間(育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員、前条第一項に規定する介護時間を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員にあっては、二時間から当該部分休業及び介護時間の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間)を超えない範囲において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別休暇等の承認) 第十六条 特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く)、介護休暇、介護時間及び子育て支援部分休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> |
|--|---|

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第十條 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(防疫等作業従事職員の特殊勤務手当) 第四條 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 防疫等作業に従事する職員が、家畜伝染病が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、家畜伝染病の病原体を有する家畜若しくは野生動物又は家畜伝染病の病原体を有する疑いのある家畜若しくは野生動物に対する防疫作業に従事したとき、</p> <p>2 前項の手当は、作業に従事した日一日につき二百九十円とする。ただし、同項第二号に規定する防疫作業のうち、人事委員会規則で定める防疫作業に従事した場合にあっては、当該防疫作業に従事した日一日につき三百八</p> | <p>(防疫等作業従事職員の特殊勤務手当) 第四條 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 防疫等作業に従事する職員が、家畜伝染病が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、家畜伝染病の病原体を有する家畜又は家畜伝染病の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき、</p> <p>2 前項の手当は、作業に従事した日一日につき二百九十円とする。ただし、同項第二号に規定する防疫作業のうち、口蹄疫その他の人事委員会規則で定める家畜伝染病に係るものに従事した場合にあっては、当該防疫作業に</p> |

十円（著しく危険であると人事委員会が認める防疫作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）とする。

従事した日一日につき三百八十円（著しく危険であると人事委員会が認める防疫作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）とする。

第十一条 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(併給禁止) 第五十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>防疫等作業従事職員の特殊勤務手当 社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当 警察職員の特務勤務手当（人事委員会の定める種類の作業に従事したときに支給されるものを除く。） 放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当 有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当 衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当 家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当 公害防止業務従事職員の特殊勤務手当 広島学園勤務職員の特務勤務手当 特別支援学校勤務職員の特務勤務手当 麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当</p> | <p>(併給禁止) 第五十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>防疫等作業従事職員の特殊勤務手当 警察職員の特務勤務手当（人事委員会の定める種類の作業に従事したときに支給されるものを除く。） 放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当 有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当 衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当 家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当 公害防止業務従事職員の特殊勤務手当 広島学園勤務職員の特務勤務手当 特別支援学校勤務職員の特務勤務手当 麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当</p> |

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十一条の規定 令和三年一月一日
 - 二 第二条から第五条までの規定及び第七条から第九条までの規定 令和三年四月一日
- (人事委員会規則への委任)

第二条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。